令和4年度 第3回 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日時:2022年(令和4年)10月18日(火)午前9時半から11時半まで

会場:藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委員:高山代表、島村委員、種田委員、西村委員、高橋委員、小野田委員、 野間委員、佐藤委員、齊藤委員、林委員、冨澤委員

計11名

欠席:1名

事務局:池田福祉部長

子ども家庭課(金子、安田) 障がい者支援課(臼井、松野、真下、増田、鎌田、竹原、伊原) ふじさわ基幹相談支援センターえぽめいく(吉田)

計11名

傍聴:2名

1 傍聴者入室

2 臼井参事挨拶

それでは、令和4年度第3回藤沢市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を開催いたします。なお、開催形態についてお伝えがございます。今回の会議開催場所については、傍聴者の方には本庁舎4階4-4会議室にて傍聴いただいております。こちら事務局は同じく本庁舎2階2-1会議室で開催しています。

3 資料・委員出欠確認 (伊原)

4 議事

(1) 報告事項

ア 前回議事録について

前回議事録の内容に対する修正要望等ご意見を受け付けた。 会場では意見なし。ご意見は10月21日まで受け付けることとする。 イ ふじさわ障がい者プラン2026 モニタリングについて (髙山代表)

それでは、議事に入ってまいります。事務局からお願いいたします。

(事務局:鎌田)

資料2-2をご覧ください。前回会議にて達成できなかった目標についての状況を精査してほしいというご意見がありました。まず障がい者計画についてです。通し番号32番の相談支援についてはセルフ率が下がっている状況がありますので、その評価は概ね達成できたとしているところですが、供給が必要十分とは事務局も認識していません。児者両方において、相談支援の確保は必要であると認識しています。次に39番の安全・安心プランについては概ね達成できたとしております。全体の支給決定者数と比較すると少ない状況であることから、こちらも必要数まで普及したとは認識しておりませんので、いかに普及していくかが大事になると考えています。事業番号78番の数値は、訂正資料をご確認ください。

次に資料2-3については、障がい福祉サービスの計画見込み量と実績です。 行動援護は計画の数字を実績が下回っておりますが、これはヘルパーの人出不足 が原因と推察されます。通所系については、概ね計画の見込み量と差はありませ ん。

就労系については、全般的に数字上は順調です。ここで1点資料の訂正がございます。就労移行支援の実績が330となっていますが、正しくは3,301です。 失礼いたしました。相談支援についても、計画見込み量と大差ありません。

地域生活支援事業については、社会促進事業③でスポーツ大会がありますが、 コロナの影響で中止になっています。また、資料では空欄ですが理解促進研修・ 啓発事業の令和3年度実績は2です。日中一時支援は夕方支援型の実績が伸びて いる状況にございます。

(事務局: 金子補佐)

同表の、児についてです。令和3年度と令和4年度の比較では、全体的に増加 している傾向にございますが、コロナの影響により計画の見込み数値より少なく なっています。保育所等訪問事業については事業所が2件新たに新設されたこと から、増加している傾向にあります。

(種田委員)

モニタリングの集計結果に、脱字があります。33番の評価理由の「福祉団体連絡会」の表記について、名称を「藤沢市障害福祉団体連絡会」に訂正してください。続けて、1点質問です。38番緊急時における支援体制の整備で、相談件数(休日夜間162件)とありますが、居室確保事業の受け入れは0件とあります。これはどういう状況でしょうか。

(事務局:鎌田)

藤沢市障害福祉団体連絡会の誤表記については失礼いたしました、修正いたします。休日夜間のご質問については、基幹相談支援センターで対応した件数です。 居室確保については、障がい者の緊急受け入れケースにおけるセーフティーネットの3段階目がこの居室確保事業にあたりますが、その1段階前に短期入所の緊急利用、さらにその前には安全・安心プランがあります。その上で、初めに対応する安全・安心プランや短期入所の緊急利用で年度内のケースは対応しきれたため、最終段階である居室確保を利用まで至らなかったということです。これは、利用者の緊急的な受け入れが円滑にできているということだと認識しています。

(種田委員)

次に41番太陽の家整備事業についてです。評価課題「候補日と再整備手法について」について、実現性を踏まえて検討する必要があるということは、これはまだこれから着手するということですか。令和3年度は体育館の利用者への意見収集がありませんでしたので、これはどういうことかと感じました。また、71番の一声ふれあい収集について、精神障がい、視覚障がい、身体障がいと分類されていますが、身体とは肢体不自由の方を指しているのでしょうか。本来視覚障がいも身体障がいに含まれるので、身体障がいという表記が具体的に何の障がいを指すかがわかりにくいので、わかりやすい表記に見直してほしいです。加えて、複数ご意見です。121番障がいのある人のスポーツ活動の場の確保について、一般利用者の実績2,608人と記載がありますが、この数字は本当に一般利用者の実績でしょうか。精査してほしいと思います。127番生涯学習事業への障がい者の参画について、公民館の事業について記載がありますが、ローリングバレーの事業はできなかったのでしょうか。134番障がい者福祉タクシー助成事

業について、令和3年度の実績は50.9%と記載がある一方で、その横の欄には48.1%と記載されていますが、48.1%は令和2年度の実績でしょうか。

(事務局:臼井参事)

ご質問の中のまず太陽の家について、ご報告させていただきます。太陽の家については、建て替えをする場所を含めて様々な案を検討しているところです。利用者向けアンケートについては、利用者には令和2年度に一度実施させていただいておりまして、利用者にとって現状のままがいいのか、どのような場所なら心配がないかなどご意見をいただいておりました。現状としては、移転先の具体的な相談の段階にはまだ進んでいない状況です。

(事務局:鎌田)

その他のご質問の中には、スポーツに関わる部分等担当課が異なるものが含まれますので、その部分につきましては次回までにご回答できるよう確認させていただきます。タクシー券については、課内で確認いたしますので、会議後半で可能であれば回答させていただきます。

(西村委員)

資料2-1の30、31番について、総合支援協議会や学校評議員連絡会等で 挙がった課題を共有することも含めて、データでもよいのでリストアップをして いただければ、親の会やその他会議に共有、報告する際に現在何を優先事項とし ているかも含めて共有しやすいので、これからのやり方として検討していただけ ればと思います。

(西村委員)

番号63番について、ケア会議の中では貴重な事例が多く出てきますので、プライバシーに関わるところは除いて結構ですが、課題抽出の要点で触れられることは情報共有できるようになるといいと思います。また、34番の障がい者総合支援協議会の効果的な運用について、基幹相談支援センターに事務局の中心的機能を担っていただき抽出された問題等をリストアップし、その会議以外の場で、例えば協議会の委員の間で共有するといったことができるといいと思います。会議の中でできることは限られるので、このような会議以外の動きがあるとなおよ

いと思います。

(事務局:鎌田)

63番にかかるケア会議につきましては、えぽめいくとも相談をしながら情報 共有をできるように、また部会には佐藤様に参加していていただいておりますの で、情報共有の推進については前向きに検討したいと考えています。地域ケア会 議は主催が他課になりますので、地域共生社会推進室にご意見を伝えていくとこ ろから始めていきたいと思います。

(高橋委員)

37番地域移行支援、地域定着支援について達成できなかったという評価で理解しましたが、これら制度を使っての地域移行ができなかったという意味か、それとも委託相談支援が関わっているようなケースでも地域移行が全くなかったという意味かを確認したいです。もう1点、58番の医療的ケア支援事業についての評価は概ね達成できたとあります。一方で67番の重度障がいがある人の障がい福祉サービスの充実では、評価がどちらでもないというようになっています。重度障がいがある方への経済的支援を行政も進めているとは思いますが、ご家族等の肌感覚として、通所等受け入れ先があると思ってもらえることが必要であると感じました。

(事務局:鎌田)

37番の地域移行については制度そのものの数字であり、計画相談支援事業所が動いた状況を示しているものです。委託相談支援については地域移行に関連して退院支援をしているところがあります。地域移行については保健予防課とも連携し進めているところではございますが、個別給付として請求が上がってきていない状況です。2点目のご意見については、58番は数字上どれだけ達成できたかを評価の尺度としており、67番はご家族当事者が支援を受けられているかの肌感覚の部分で評価しています。

(種田委員)

121番の太陽の家体育館利用の対象日数について、"一般利用者"にはどの立場の方々が含まれるかお伺いします。学園の方以外の利用者としては団体や個人

の障がい者、健常者などが考えられますが、どこまで含まれますか。スポーツのことなのでスポーツ推進課も関わっていると思いますが、障がい者支援課での把握はないのでしょうか。

(事務局:松野主幹)

太陽の家の体育館開所日数については、担当としてスポーツ推進課も関わりますが、障がい者支援課が管理しているところです。太陽の家の体育館開所日数自体が、障がい者優先の利用になりますが、団体の利用や個人の利用等含めた実績になります。実績には団体利用と、学園利用、太陽の家自主事業に参加した利用分を含みます。その正確な数字のお示しはこの場では難しいですが、これらを分解した数字もお示しが可能ですのでそちらの数字を入れさせていただきたいと思います。なお、障がい者以外の利用は0になります。その点はシートにも明記を付け加えさせていただきます。

(3) 聞き取り調査結果について

(事務局:鎌田)

聞き取り調査結果について資料3-1をもってお示ししていますが、こちらは前回会議で扱ったものからほぼ変更はございません。変更点としては、基本目標毎の共通意見が空白になっていた部分について、挙がったご意見のカテゴライズをさらに細分化したことで、意見が必ずどこかの基本目標にかかってくるように整理しました。資料3-2は、資料3-1の表にアンケート調査の設問を加えたものになります。これらの資料についてご意見がある委員の方がいらっしゃれば、この場でご意見いただければと思います。

(委員意見なし)

(休憩)

3 協議事項

(1) 市民アンケートについて

(事務局:鎌田)

資料4-1については、以前お送りしたものと同じです。また、先程種田委員

からご質問をいただいたタクシーの実績については、記載に誤りがありました。 正しくは評価の欄が令和3年度ではなく令和2年度となりますので、後日修正したものを再送します。失礼いたしました。続いて資料4-2については、委員各位のご指摘通り修正をするところが多いと思っております。部分毎に説明しますと、番号2番については介入者、介助者という表現のぶれを介護者に統一します。通し番号5番の自宅に帰った時の状況をお答えいただくところは、自宅がない方も多くいるというご意見を踏まえて、住まいがご自宅である場合お答えくださいという注釈を入れます。通し番号11番の間34については、誰の立場で回答すればよいか不明瞭であるというご意見がありました。基本的にはご本人に答えていただくことを想定していますが、自ら回答することが難しい場合は代筆、意思表示が難しい方はコミュニケーションをくみ取れる方による記入、それも難しい場合はご本人の生活状況を理解し代わって回答できる方と冒頭の説明文で明記する形をとりたいと思います。通し番号20番も同様に対応します。以上の形でアンケートを進めていきたいと思っています。

(小野田委員)

資料4-1の問36にSNSやメールで相談するということがありますが、この会議のようなオンライン会議形態での相談も含めてよいのではと思いました。

(事務局:鎌田)

かしこまりました。顔の見える相談というところでのご意見だと理解しました ので、並列で載せていくようにいたします。

(林委員)

資料4-1の問24の中に「心地が良いと感じた対応があるか」という設問がありますが、これはとてもわかりやすい表現で、有効なデータが得られる設問だと思いました。問21や問26にも応用できる設問だと思います。例えば、問21不当な差別の設問に括弧で「辛い、やめてほしい」というような直感的な表現の注釈があればよいと思います。また、問26の虐待の部分ですが、身体的な虐待のみ回答される可能性があるので、心理的な虐待も回答しやすいような設問になるよう工夫できればと思います。

(事務局:鎌田)

ご意見ありがとうございます。設問に括弧をつけての注釈はできると思いますが、虐待の部分については検討させてください。

(島村委員)

前回も伺いましたが、23番以降の設問にある「あなたは」という表記について、アンケート表紙にはご本人の回答をお願いしますとあります。介助者が回答するときは本人の状況を記載することになりますが、はっきりと答えがわかっている場合はよいですが、特に23番の設問のようなところでは、認知能力の弱い障がい者だと「わからない」という回答が近くなってしまいます。回答に迷うところですが、ここはあくまでも本人の判断や考えに由来する回答を本人がすればいいということでしょうか。

(事務局:鎌田)

ご理解のとおりです。あくまで本人がそれを知っているか、感じているかをお 伺いする意図になります。

(西村委員)

資料4-3の意見及び回答のところで、最後の3番の、アンケートに対する意見及び回答の最終ページの項目1番について、この意見を出した当事者が50代の方ですが、これは切実な問題だと本人が話していたので、次回のアンケートの検討材料に是非入れてほしいと要望します。

(髙山代表)

事務局はご意見として預かせていただきますということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(佐藤委員)

林委員からご意見があった21番以降の障がい者理解のところで、24番の表現は私も良いと思います。ただ、21番の設問があくまでも差別を材料にしたときに苦しさという言葉があると、回答時に設問の意図を混同してしまわないかという懸念があります。環境が辛い、苦しい、悲しいということをそこで記入する

人もいるのではないかと思いますので、ここは整理が必要と提案します。

(髙山代表)

事務局のここの意図としては、あくまで差別解消法のところでしょうか。

(事務局:鎌田)

はい。差別解消法のところです。佐藤委員のご意見のとおり、確かに誤解を招かないような補足が必要と理解しましたので、検討させていただきます。

(林委員)

不当な差別を受けた経験があるかという質問意図はわかります。不当な差別という言葉は解釈が難しいですが、安易に変えるとかえって分かりづらくすることもあると理解しました。補足説明があるとよいかと思います。

(佐藤委員)

人によっては自分が不当に差別を受けたと自覚がない方もいるので、そこを拾っていくことも大切だと思いました。

(事務局:鎌田)

設問の表現については、検討させてください。

(高橋委員)

意見を表出できない当事者は多くいらっしゃいます。表出できないから「わからない」としか答えられないとすると、当事者目線で、当事者本人の意見を大事にするということも確かに必要ですが、それも極めすぎるとデータが得られず取組の整備につながらないことも考えられます。そこで、もし保護者等が本人の気持ちを推察して記入した回答がご本人の意見として扱えるのであれば、有効なデータも得られてくると思いますが、推察で答えても良いのではないでしょうか。

(齊藤委員)

ご本人の意思を無視するのはいけませんが、本人に答えられないことはどうしてもあります。例えば防災のことの多くは本人が情報を持ちえないので、家族等

が考えて、本人以外が判断しなければなりません。内容によっては、違う調査を する必要もあります。調査の中で回答をいただけたとしてもそれが全てではない ということを踏まえ、検討していく必要があると考えます。

(冨澤委員)

前回のアンケートについて、グループホーム入居者の支援をしましたが、障がいの内容は多岐に渡り理解度も異なるので、皆さんが同じように答えるのは難しい実態があります。そこは親の気持ちではなく、子どもの気持ちの代弁となるよう、支援者が設問を嚙み砕いて本人がわかるように説明するといったように、回答の意図を本人に理解してもらうような働きかけが必要になります。

(野間委員)

子どもが回答するのは難しいので、やはり親の意思による回答になってきてしまうような難しさを感じました。

(事務局:鎌田)

今日までいただいた意見を反映させた資料を今後配布させていただきます。

4 その他

(事務局:鎌田)

聞き取り調査について、カテゴリーごとのご意見をいただいたものをまとめております。まとめあげたものについては報告書とは別物になりますが、整理した資料を配布する予定です。

(事務局:松野主幹)

ロビー販売の情報提供です。本庁舎と分庁舎の1階で平日11時から午後2時まで事業所で作った弁当や工芸品を販売していただいています。ご協力いただく事業所が増えまして、Bizパートナー様が分庁舎で無農薬野菜を農福連携の一環として販売します。是非ともご確認いただければと思いますので情報提供させていただきます。

(閉会)